

# 福岡県公報

平成十八年三月十五日  
第二千五百八号  
増刊 ①

附則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。  
福岡県淨化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則を制定し、こ  
に公布する。

平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

## 規則（第十一号～第十四号）

○福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則

（建築指導課）……………一

○福岡県淨化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

（建築指導課）……………一

○福岡県児童福祉審議会規則を廃止する規則

（企画課）……………一

○福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

（企画課）……………一

○航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域の一部

（環境保全課）……………二

## 告示（第五百二十三号）

○福岡県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

（企画課）……………一

○福岡県淨化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規則（昭和六十年福岡県規則第五十号）

の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県那珂土木事務所建築指導課の項中「甘木土木事務所」を「朝倉土木事務所」に改める。  
この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。

福岡県淨化槽工事業者登録簿の閲覧に関する規則（昭和六十年福岡県規則第五十号）  
の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

## 規則

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則を制定し、ここに  
公布する。

平成十八年三月十五日

福岡県規則第十三号  
福岡県児童福祉審議会規則を廃止する規則

平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

## 福岡県規則第十一号

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則の一部を改正する規則

福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則（昭和四十七年福岡県規則第五十三号）  
の一部を次のように改正する。

平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

## 附則

この規則は、平成十八年三月十七日から施行する。

平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

## 福岡県規則第十四号

福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

事務所」に改める。

福岡県規則第十四号

福岡県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則  
福岡県社会福祉審議会規則（平成十二年福岡県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項を次のように改める。

第六条 審議会に、法第十二条第一項（法第十二条第二項の規定により読み替える場合を含む。）の規定による民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会並びに法第十二条第二項の規定による老人福祉専門分科会、障害者福祉専門分科会（同条第一項の規定による身体障害者福祉専門分科会を兼ねる。）を置くものとする。

第六条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）の決議は、審議会の同意を得て、審議会の決議とことができる。

第七条第一項を次のように改める。

第七条 障害者福祉専門分科会に、政令第三条第一項に規定する審査部会を置くものとする。

第七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 審査部会に審査部会長及び審査部会副会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員のうちから互選する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（部会）

第八条 専門分科会は、特定の事項に関する調査審議のため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、専門分科会長が指名する。

3 第五条及び第六条第三項から第六項までの規定は、部会について準用する。この場

合において、第五条第一項及び第二項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第六条第三項中「各専門分科会」とあるのは「各部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、「専門分科会副会長」とあるのは「部会副会長」と、「その専門分科会」とあるのは「その部会」と、「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と、同条第四項中「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、「専門分科会」とあるのは「部会

」と、同条第五項中「専門分科会副会長」とあるのは「部会副会長」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と、同条第六項中「専門分科会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、平成十八年三月十七日から施行する。

## 福岡県告示第五百二十三号 告 示

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域（平成四年四月福岡県告示第六百七十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年三月十六日から施行する。

平成十八年三月十五日

福岡県知事 麻生 渡

題名中「指定する」を「当てはめる」に改める。  
告示文中「環境基準に係る水域及び指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第百五十九号）第二項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項」に、「指定する」を「当てはめる」に改める。

別表第三号中「築城町、椎田町」を「築上町」に改め、同表第四号を削る。